



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月7日(木) 号外(第2号)

目次

ページ

公安委員会規則

○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

2

■ 公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月7日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第2号**群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則**

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則(平成11年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 情報システムの企画、管理、運用及び開発に関すること(他の所属の所掌に属するものを除く。)
- (2) 事務能率の推進に関すること(警務課及び広報広聴課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 情報処理能力検定に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) 照会センターに関すること。
- (6) 警察統計(犯罪統計及び交通事故統計を除く。)に関すること。

第12条第3号を次のように改める。

- (3) 許可等事務管理室に関すること。

第12条中第4号から第9号までを削り、第10号を第4号とし、第11号を第5号とし、第12号を第6号とする。

第25条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 交通安全教育に関すること。
- (5) 交通安全対策室に関すること。

第32条第1号を次のように改める。

- (1) 警衛警護室に関すること。

第32条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第32条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 情報戦略室に関すること。

第43条の2の次に次の1号を加える。

(許可等事務管理室)

第43条の2の2 生活安全企画課に、許可等事務管理室を附置する。

2 許可等事務管理室は、前橋市に置く。

3 許可等事務管理室の事務は、次のとおりとする。

- (1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に関すること。
- (2) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関すること。
- (3) 警備業法(昭和47年法律第117号)に関すること。
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に関すること。

(7) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に関すること。

第47条の2を次のように改める。

第47条の2 削除

第47条の2の2の次に次の1条を加える。

(警衛警護室)

第47条の2の3 警備第二課に、警衛警護室を附置する。

2 警衛警護室は、前橋市に置く。

3 警衛警護室の事務は、警衛及び警護に関することとする。

第47条の3第3項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次のように加える。

(1) 群馬県集団示威運動等に関する条例(昭和36年群馬県条例第39号)に関すること。

第47条の3の2の次に次の1条を加える。

(情報戦略室)

第47条の3の3 外事課に、情報戦略室を附置する。

2 情報戦略室は、前橋市に置く。

3 情報戦略室の事務は、外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること(国際テロリズム対策室の所掌に属するものを除く。)とする。

第54条の次に次の1条を加える。

(監察官)

第54条の2 警務部に、監察官を置く。

2 監察官は、警視をもって充てる。

3 監察官は、命を受け、警察職員の服務及び所管行政の監察に関する事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和6年3月15日から施行する。